

水道局長（峯 繁紀君） 先ほど議員さんがおっしゃいましたように、間の瀬地区につきましては、3つの地区が大体大きく分かれておりまして、その中の1つが非常に水源が少ないというようなことで、先日、自治会長さんたちとも話し合いをいたしております。その話の中で合併浄化槽の話が出てきたんですけれども、私たちといたしましても、水道の未給水地区につきましては、できるだけ早い機会にということでお話をさせていただいておりますけれども、先ほどおっしゃいましたように、20年、22年と申しますと随分先の話だなということは確かにおっしゃいました。

私たちも、この水道事業の中で、できるだけ早く、地域の皆さんの環境整備も含めて早くやりたいという考え方を持っておりますので、できるだけ前倒しができますれば、そういったことで事業計画をまた見直ししながら、また、水道事業の経営も考えながら努力をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

45番（井原東洋一君） 下水道事業の推進については、これまでいろいろ先進的な取り組みがなされてきておりまして、私も過去に評価してまいりました。例えば低地取り込み、調整区域への取り込み、合併浄化槽の普及、これは環境部との協力のもとですが、あるいは民有地への本管の布設について1年以内に着工するというふうな明確な時期を示した行政姿勢、茂木地区の下水道整備方針の変更、あるいは公共下水道処理施設の汚泥の減量化等々、先進的な施策が行われております。しかし、今、間の瀬、現川地区について言いますと、仮設仮設といいますが、仮設というのは、その定義は一体何なのか。可否判断は一体どういう基準ですか。一時的事業あるいは二重投資の必要性の役割というものについて、判断について、私は明らかにしていただきたい。

公共事業、イベント事業その他の事業で、土木建築の長短期の事業、あるいは巨大祭典とか式典、ほとんどこれは仮設であります。施設は、そういうものは一般的に行われていることではないのかと、生活基盤を整備するという意味で、二重投資という指摘を免れないところもありますが、必要なものについては、やはり仮設でも先進的に進め

ていくということが必要ではないかなというふうに思います。

特に、現川の下水道と間の瀬の一部水道については、仮設あるいは緊急的なものをぜひ取っていただきたいことを要望して、質問を終わりたいと思います。

副議長（江口 健君） 次は、3番田中洋一議員。

〔田中洋一君登壇〕

3番（田中洋一君） おはようございます。

新風21の田中洋一です。

質問通告に基づき、順次、質問いたしますので、市長及び理事者の明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず大きな1番は、農業振興についてであります。

世界の人口は、19世紀末には16億5,000万人でしたが、20世紀末には60億人を突破し、今世紀中ごろには今の約2倍、110億人に膨らむと予測されています。人口の爆発的増加は、世界の食糧、資源、環境に大きな影響を与えており、特に人間の生命にかかわりの深い食糧問題と大きくかかわっています。

こうした世界的な人口増加の流れを踏まえ、日本においては、平成11年に、38年ぶりに食料・農業・農村基本法を全面改定し、現在のカロリーベースで41%と先進国中最低水準にある日本の食糧自給率の引き上げを図っています。また、農業は食料を提供するだけでなく、水源の涵養や自然環境の保全、緑や景観の形成など公益的・多面的な機能も持っており、環境保全に果たす農業の役割も大きいものがあります。

人間の営みの重要な役割を持つ農業ですが、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

近年、食料供給力は低下し、農業従事者は高齢化し、農村の過疎化が進行しています。安い外国産農産物が大量に市場に出回るなどの状況もあり、農業では生活できない状況はさらに深刻化し、そのため後継者は育たず、農業従事者は高齢者が5割以上を占めています。本市においても、平成12年の農業従事者の中で、60歳以上の高齢者が58.4%を占め、全従事者の男女別比率では、女性が55.7%を占めています。また、本市の農家数を見ると、平成2年の3,176戸から平成12年には2,379

戸となり、この10年で797戸、25%も減少をしています。中でも専業農家は537戸から390戸となり、27%の減少となっています。

このように、本市も全国の状況と変わらず、後継者不足と高齢化が進行しています。加えて、本市では耕地が分散し、大半は急傾斜の山腹に階段状に展開しているという地理的特性もあり、経営基盤は総じて零細であり、営農形態を見ると、ミカン・ピワを主体とした果樹、イチゴ・ネギ・ハウレンソウ等の野菜、花き・花木類及び肉用牛・養豚・養鶏を主体とした畜産に大別されています。

こうした現状を踏まえ、また、長崎市第三次総合計画に示された農業振興の基本的考え方を踏まえ、以下3点について伺います。

第1は、後継者対策についてです。農業後継者を育てるには、農業で生活ができることが重要です。本市の地理的条件のもとで農業経営を行うとすれば、露地ミカン、ハウスピワ、露地ピワ、露地梨、ハウス桃、ハウスブドウなどの果樹類、ハウスでのイチゴ、アスパラガス、ネギ、ハウレンソウ等の野菜類、施設での菊、ユリ、シクラメン等の花き類を組み合わせた営農類型が考えられます。農業経営が成り立つためには、どのような品目を組み合わせさせた営農類型を指導されているのか、お尋ねをします。

第2は、農地の利用集積対策及び遊休農地対策についてです。

まず、農地の利用集積対策について伺います。

本市の農地の地理的特性からすると、農地の利用集積対策は大変重要な取り組みと判断をします。本市は、担い手への農地の利用集積目標を今後5年間で17.5ヘクタールと定めていますが、現実には、相手方の確保や集積に対する相互の利便性の不一致などで進んでいないのが実情です。しかし、農業経営が成り立つためには農地の利用集積は重要であり、17.5ヘクタールという目標は何としても達成しなければならない課題だと思えます。利用集積が進まない現状の中で、どのような対策を持って目標をクリアしようとしているのか、伺います。

次に、遊休農地対策について伺います。

本市の耕作放棄面積は、農業センサスによれば田・畑・樹園地合計で240ヘクタールに上ってい

ます。水源の涵養や自然環境の保全、緑や景観の形成など、農業が持つ公的・多面的な機能を生かすためにも、これらの遊休農地の有効活用を図る必要があると思います。

長崎市では、都市住民が土に親しむことで農地に対する理解を深めてもらい、都市と農村の触れ合いの場となることを目的として、長崎市民農園を昭和52年に平山地区で、平成12年に三重地区で開園しており、第三次総合計画でも市民農園の開設、ファミリー農園の開設支援事業を行うとしています。市民農園の入園希望者も多い状況にあって、今後の市民農園開設へ向けた年次計画を伺いたい。

また、市民農園開設のために解決すべき課題は何かについてもお尋ねします。

第3は、地産地消の拡大とふれあい市の活用についてです。

農産物直売施設として各地でふれあい市が開設され、地産地消に大きな役割を担っていますが、地産地消をさらに推進するためには、市内各地にふれあい市を増設・拡大すべきと考えます。ふれあい市を増設・拡大へ向けた本市の具体的取り組みをお尋ねします。

大きな2番目に、聴覚障害者対策について質問します。

第1は、難聴者・中途失聴者に対する施策の充実についてです。

現在、長崎市内で聴覚障害による身体障害者手帳を持っておられる方は2級で390人、3級で352人、4級で426人、5級で12人、6級で980人に上っています。これにほかの障害と重なっているため1級となっておられる方204人を合わせると2,364人の方が聴覚障害による手帳を持っています。しかし、障害認定は受けていないものの耳がよく聞こえない、そして日常生活で苦労している方はさらに多いのではないかと思います。

生まれたときから耳が聞こえない人は、会話の手段として手話を学び、使っています。しかし、年齢を重ねるに従い、あるいは騒音の激しい職場で働いていたため、人生の途中で耳が聞こえなくなった人は、手話が理解できないため、コミュニケーションの方法は筆談に頼るしかない現状にあります。こうした手話ができない難聴者・中途失

聴者のコミュニケーションの手段として、ノートテイクやOHPを使った要約筆記が用いられており、難聴者・中途失聴者にとって要約筆記者は、情報を得る唯一の提供者となっています。

こうした要約筆記者を養成する事業として、昭和63年から長崎県において要約筆記者養成講座が開設され、その後、佐世保市と大村市でも養成講座が開設され、現在、県内に60名の要約筆記者が育っていますが、その数はまだ十分とは言えません。

県においては、要約筆記者養成事業とともに、難聴者・中途失聴者のために要約筆記者派遣事業も行っていますが、事業費が少ないため難聴者・中途失聴者が要約筆記者の派遣を要請しても、予算がなくなったことを理由に年度途中で派遣が断られている現状にあります。

こうした実情の中で、幸い本市においては、平成14年度に要約筆記者派遣事業と要約筆記者養成事業が予算化されており、この事業の一層の充実を強く望むものです。

そこで、難聴者・中途失聴者に対する施策の充実について、以下2点について伺います。

1点目は、難聴者・中途失聴者の会議では、OHPとスクリーンは欠くことができない機材ですが、市の公的施設へのこれらの機材の配置について、どのような計画を持っておられるのか、お尋ねをします。

2点目は、市役所を訪れた難聴者・中途失聴者が窓口で困ることがないように、市役所に要約筆記者の常駐及び耳マーク案内板の設置が必要ではないかと考えますが、市の考え方についてお尋ねします。

第2は、手話通訳対策について、以下2点お尋ねをいたします。

まず第1に、手話奉仕員養成事業の充実について伺います。

最近、手話通訳を学びたいという人がふえております。そのため手話奉仕員養成事業の受講定員をオーバーし、希望しても受講できないことがあると聞いていますが、現在、この事業は、どういう状況にあるのか、示していただきたい。

2点目に、手話通訳者の派遣について伺います。現在、長崎市内で聴覚障害による身体障害者手

帳を持っておられる方は、先ほど申し上げましたように、2,364人に上っています。こうした聴覚障害者や難聴者・中途失聴者の皆さんが市役所を訪れたり、あるいは市議会の傍聴をしたいという場合に、手話通訳者や要約筆記者の派遣要請手続きは、どのように行えばいいのか、その方法についてお尋ねをいたします。

大きな3番は、情報化の推進について質問いたします。

私は、平成11年9月議会と平成13年6月議会で、庁内のIT化、ネットワークシステムの構築について質問を行いました。そのときいただいた答弁及び今議会での我が会派の松尾議員の代表質問を踏まえ、その後の進捗状況などについて伺います。

第1は、情報化に対する基本姿勢についてです。

本市では、平成10年3月に総合行政情報ネットワークシステム基本計画書を策定しています。この基本計画書は、情報化の推進により都市的魅力の一層の向上を図るという観点から、(1)市民生活の豊かさにつなげる、(2)信頼ある情報システムの構築、(3)高度情報化へ向けた機運の醸成と人材の育成という3項目を基本的視点として、情報化推進に当たっての問題点を抽出、分析し、その対応策について、業務形態に応じたシステムの導入と構築手法などを明らかにしています。

これほど明確で立派な内容の計画が今から4年前に策定されていたにもかかわらず、そして情報通信分野ではドッグイヤーといわれるほど技術の進展が早く激しい中で、この基本計画に盛り込まれたものが今日に至ってもなかなか進まず、庁内LANが今年9月以降にやっと稼働するといった状況をどう見ればいいのか。この状況は極論すれば、本気になってIT化を推進する気はないのではないかとさえ思われます。

昨年の6月議会で、私は、長崎市が他都市に比べ3年は立ちおけていると申し上げましたが、4年前にでき上がった計画書の内容が、今なお計画で終わっているという状況を見ると、既に他都市、特にIT先進都市といわれる都市と比べると格段に立ちおけていると言わざるを得ません。情報通信の分野で1年おくれることは10年分のおくれにも匹敵するわけですから、先進都市に対するおくれを取り戻すためにも、早急にこの基本計

画書に示された内容の実現を図る必要があります。

そこで、お尋ねをいたします。

高度情報化推進本部の本部長を務める伊藤市長は、本気になってこの計画書に示された内容の実現を図る意思があるのか、決意も含めて、いま一度披瀝をいただきたいと思います。

第2は、庁内LANについてです。

庁内LANを確立し、情報の共有化を図ることで文書の回覧をなくし、電子決裁の推進で時間外勤務や旅費申請等の手続きは簡素化され、紙と印鑑が不要になります。こうした取り組みを進めることで、庁内を職員が布袋に書類を入れて持って回ると、そういう光景もなくなることができるわけです。

また、地図情報の共有化によって情報取得や更新の利便性が向上し、コスト削減につながるわけです。

このようにさまざまな分野でのコスト削減が可能な庁内LANですが、財政状況が厳しい本市にあって、庁内LANをどのように運用し、コスト削減に活用していこうとしているのか、具体的計画を伺います。

第3は、検討部会の結論と高度情報化推進本部の今後の方針について伺います。

昨年2月に市長を本部長とする高度情報化推進本部が設置され、そのもとに総合窓口検討部会、総合行政ネットワークシステム検討部会、統合型地理情報システム検討部会、デジタル・ミュージアム構想検討部会、インターネット活用推進部会という5つの部会と、そして、これらを調整する全体調整部会が設置されました。昨年2月から1年が経過をしており、既に各部会の検討結果が取りまとめられていると思いますが、この取りまとめを受けた推進本部の今後の方針と実施計画について伺います。

第4は、新市庁舎のインテリジェント化についてです。

情報化の推進のためにはネットワークの整備が重要ですが、基本計画書では、情報システム部門がある明治生命ビルを中心に本館や別館を初めとする各庁舎、支所、合同庁舎などを結ぶ総合的なネットワークシステムを構想するとの方針が示されています。しかし、今日までの情報化の推進状

況を見ると、情報システム部門が庁外にあるため、ネットワークシステムの構築がおくれているのではないのか。情報化を推進するには、この際、思い切って新庁舎を建設しインテリジェントビル化するのが早道ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

大きな4点目は、公立保育所の民間移譲計画について質問いたします。

長崎市は、行政改革大綱に基づく計画として、昨年12月議会厚生委員会において、所管事項調査の1つとして茂木保育所を平成15年4月から、福田保育所を平成17年4月から民間移譲するとの方針を示しました。この計画は、既に策定されている行政改革大綱に基づくものであるにしても、余りにも唐突な方針提示であり、しかも、関係する自治会や保護者に対して事前の説明などは何らなかったことから、地元、特に保護者の皆さんは市に対し強い不信感を抱くに至っています。

その後の推移を見ても、市の姿勢は計画を実施することだけが先行し、行政改革で決まっていることであるとか、民間移譲で年間7,000万円の経費節減になるなどの説明が中心で、民間移譲によって現在預けている子どもたちの環境がどのように変わるのかという不安、言葉を変えれば、安全で健全な保育環境は保障されるのだろうかという保護者の不安に十分に答える説明とはなっていません。

保護者は、民間移譲で保母が減少し児童の保育環境に影響を及ぼすのではないかと、本当に待機児童の解消につながるのか、一時保育の導入によって今いる児童の保育環境は悪くなるのではないかと、延長保育はどのようなメリットをもたらすのか、受け皿となる社会福祉法人の選択に父母はかかわれるのか等々、多くの疑問点を抱えています。こうした疑問に真摯に答え、メリット、デメリットについて十分話し合い、納得を得た上で円滑な実施に移すというのが、本来の行政のあり方だと思います。

そうした立場から、今後の市の姿勢について、以下3点伺います。

1つ目は、保護者が抱える多くの疑問に対し、真摯な姿勢で話し合いをし、理解を得ようとする努力はなされるのかどうか。

2つ目は、保護者の十分な理解を得るため、今後、どのような方策を講じていこうとしているのか。

そして3つ目は、市立保育所の今後の姿についてであります。昨日の同僚議員の質問では、将来的には民間移譲という市長の考え方が示されましたが、平成13年3月の行革大綱によれば、市立保育所の民間移譲計画は、平成15年と17年の2件だけであって、その先のことについては、行革大綱の中では何ら触れておりません。したがって、その方向を打ち出すのは少し時期尚早ではないのか。もう少し慎重に検討して結論を出すということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、本壇からの質問とさせていただきます。回答をいただいた上で席から再質問をさせていただきます。＝（降壇）＝

副議長（江口 健君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 田中洋一議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、農業の振興の後継者対策でございますが、長崎市の農業形態は、果樹、野菜、花き、花木、畜産に大別され、農業後継者にとって農業経営が成り立ち、いわゆる農業で生活ができる体制にするためには、個々の農業経営の内容を充実させ、いかに魅力的なものにするかが大きな課題となるわけでありまして。

田中議員ご承知のとおり、長崎市の農地は急傾斜地に階段状で狭隘な農地が点在しておりまして、効率的な農業生産を行うのに不可欠な水源及び耕作道の未整備地区も点在をしております。営農条件としては非常に厳しいものがあります。

このような中で、数多くある営農類型では、基本的には現在の主幹作物の規模拡大と省力化並びに経費節減を図るための地縁的な農地集積を行うとともに、補完作物の組み合わせを行い、労力の分散化あるいは価格の安定につなげてまいりたいと考えております。

例えば、果樹専作タイプでは露地ミカン1ヘクタール、ハウスビワ0.4ヘクタールの場合ですと、ミカンは年によっては隔年結果により生産量が極端に少なくなったり、低価格の場合があるので、

ミカン0.5ヘクタールに減らし、補完作物としてハウス桃0.5ヘクタール程度を新規に組み込むなどの補完作物を組み入れた営農タイプの指導を行っております。

農地の利用集積は経営規模の拡大を希望する農家と高齢化や後継者不足等のために耕作ができなくなった農地の貸し借りを進めることによりまして、農業経営の向上と農地の遊休化を防ぐ有効な方法であります。

本市では、農業委員会が中心となって農地の有効活用を推進するために農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借等を促進する利用権設定等促進事業を実施して農地の利用集積に努めております。その一環といたしまして、利用集積を進めるに当たっては、公選の農業委員、現在25名でございますが、25名と長崎農協、東長崎農協からそれぞれ1名の27名を集積促進員として委嘱させていただき、地域の中で貸し手の農家、借り手の農家の掘り起こしやあっせんの情報収集と結びつけ活動を行っているところであります。

しかしながら、本市の地形的な要因である急峻で狭小な農地が多いことから、貸し手側の農地が不便な場所が多く借り手の希望と合致しないことや農業経営の低迷から借地を希望する農家が少なくなっているということもあり、利用集積がなかなか進まないという現状もございます。

しかし、今後の本市の農業の振興を図るためには利用集積も重要なことと認識しておりますことから、集積促進員への研修等により一層の活動強化を行うとともに、農地の利用集積情報の収集と管理、提供に努め、利用集積の推進を図っていきたいと考えております。

農地は、緑や景観形成並びに水源涵養や自然環境の保全等の公益的な機能を持っておりまして、これらについての理解を深めていただきながら、土に親んでもらうために、都市と農村の交流の場として市内の東西南北の地域それぞれに市民農園を設置する計画でありまして、田中議員ご承知のとおり、南部地域の平山地区及び北部地域の三重地区に既に開設しておりまして、小区画のファミリー農園も市内4カ所に設置をいたしております。

市民農園の開設に当たりましては、遊休農地解

消の一環として進めていく考えであります。農園開設の条件としては、まず第1に地権者の同意が得られること、第2に一定規模の農地がまとまっていること、第3に利用可能な水源が近くにあること、第4に道路アクセスがよいことなどが条件として考えられ、これらの問題が解決された地域から整備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、地産地消の拡大とふれあい市の活用でございますが、農産物直売施設は地元で生産されたものを地元で消費することを推進する上で最も効果的かつ重要な方策であると認識し、積極的に取り組んでいるところであります。

このような中、現在、市内12カ所に農産物直売施設がありますが、今後も農産物直売施設の増設につきましては、支援してまいりたいと考えておりました。平成14年度においては、JA長崎の大型の農産物直売所計画に対して支援してまいりたいと考えております。

なお、今後もJAを通し、地元との調整を図りながら、国・県補助事業の導入と市単独補助事業を拡充しつつ、積極的にこの問題には取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、聴覚障害者対策についてお答えをいたします。

高齢化により耳が聞こえなくなったり、けがや病気などで一定の年齢に達した後に障害を負うこととなった方々、いわゆる難聴者・中途失聴者に方々にとりまして、長い訓練期間と熟練を要する手話の習得は非常に難しいとお伺いしております。このため、難聴者・中途失聴者と呼ばれる聴覚障害者のコミュニケーションの手段といたしましては、会話の内容を的確に要約し、瞬時に文字に書き写す技能を有する要約筆記奉仕員の派遣制度があり、本市といたしましても、平成14年度から要約筆記奉仕員の要請及び派遣事業を開始したいと考えております。

要約筆記には、一般に大きく2つの方法があります。1つは、ノートイクと呼ばれる方法で、日常的な会話あるいは病院での受診などの場合に、傍らで要約筆記をするものであります。2つ目は、難聴者・中途失聴者が一堂に会する会議あるいは講演会を開催する場合に、講師等の話を要約筆記

してオーバーヘッドプロジェクターによりましてスクリーンに映し出す方法であります。この場合のオーバーヘッドプロジェクター等の機材は、会議等の開催に必要なものでございますが、ハートセンターあるいは市民会館、大型公民館、ブリックホール等では貸し出し用に準備しておりますので、貸し出し用の機材をご利用いただきたいと思います。

次に、市役所への要約筆記者の常駐及び耳マーク案内板の設置についてでございますが、現在、障害福祉課におきましては、社会福祉法人長崎社会福祉事業団にご協力をいただき、手話通訳者を2名常駐しているところでございます。

近年の高齢化などにより、難聴者・中途失聴者の方々には、年々、田中議員もご指摘のようにふえつつあり、要約筆記奉仕員の需要も増すものと予測をされます。難聴者・中途失聴者の方々に対しましては、窓口におきまして筆談で対応しているところでございますが、現在のところ特に大きな問題はなく、要約筆記者の常駐につきましては、要約筆記奉仕員の派遣の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

耳マーク案内板の設置につきましては、難聴者・中途失聴者の方の中には、窓口でどのように意思疎通を図ればよいか不安に感じていらっしゃる方もございますので、関係団体と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、手話通訳対策についてお答えいたします。

手話奉仕員養成事業の充実についてでございますが、本市におきましては、聴覚障害者の社会参加を促進するために、手話奉仕員養成事業により専門的な手話奉仕員養成講座と一般向けの手話コミュニケーション講座を開講しているところであります。

従来は、手話奉仕員養成講座のみの開催でございましたが、市民の方々の手話や聴覚障害への関心の高まりから、この養成講座への受講希望者数が増加をし、皆様のご希望に沿えない状況も一部にございました。そこで、昨年度から手話初心者を対象といたしました手話コミュニケーション講座を実施し、希望者全員を受け入れることとしたところ、大変好評をいただいております。そういうことを踏まえまして、来年度におきましては、

さらに春、秋の2回開催をしまして、希望者のすべての皆様方が受講できるように予定しているところでございます。

さらに、専門的な学習を希望される方につきましては、手話奉仕員養成講座を受講していただくなど、手話奉仕員養成事業の充実を図っているところでございます。

次に、手話通訳者や要約筆記者の派遣要請手続きについてでございますが、現在、本市におきましては、手話奉仕員派遣事業を行っており、聴覚障害者の方が病院や学校行事、講演会等に赴くときに手話通訳が必要な場合には、利用者本人からの要請に応じて手話奉仕員を派遣しております。また、各種手続き等をするために市役所を訪れられる場合には、障害福祉課に手話通訳者を対応いたしたいというふうに考えております。

手話奉仕員の派遣の手続きにつきましては、利用者の方が派遣を希望される場合に障害福祉課あてにご依頼いただきましたら、手話奉仕員の日程調整を行い派遣することとなりますが、要約筆記者奉仕員につきましても、同様の方法を予定しているところでございます。

次に、情報化の推進につきましてお答えをいたしたいと思います。

情報化に対する基本姿勢であります。平成10年3月に策定いたしました長崎市総合行政情報ネットワークシステム基本計画書におきましては、情報通信技術の飛躍的發展を背景として、本市における情報化推進のための体制や設備といった基盤整備の必要性を指摘するとともに、幾つかの具体的なシステムを重点整備システムとして取り上げ、多様化する市民ニーズへの対応と行政事務の効率化、高度化へ向けた展望を掲げております。

この計画に沿う形で、まずは平成11年度から財務会計システムの導入が事業化され、既に予算系、執行系のシステムが稼働しているところであります。また、この財務会計システムの運用につきましては、基本計画書に盛り込まれているインターネット技術の仕組みを取り入れた会計資料のオンライン共有や書式のダウンロードを実現し、昨年11月からは250台の財務端末機を用いた庁内電子メールの運用も開始したところであります。

技術革新が著しい中であって、この基本計画書

の想定とは異なった展開が必要とされる点も出てくるなど、必ずしもそのすべてが計画どおりの形で実現されるものではない部分もありますが、ここで取りまとめた計画の精神を発展継承する方向で、その実現を図っていく所存でございます。

庁内のLANの問題でございますが、庁内LANの整備による効果の視点からのお尋ねに関しましてであります。LANを整備することで、庁内におけるさまざまな文書を電子的に交換することが可能となり、事務の効率性は格段に向上するものと考えられます。さらに、平成15年度中を目標に国が整備を進めている総合行政ネットワークとの接続により、電子文書の交換対象が国や他の自治体にまで広がることで、その効果は一層高まるものと思われま

す。庁内LANの整備は、議員ご指摘の文書の電子決裁あるいは電子送達などを実現することによって、直接的には紙の消費量の削減あるいは文書の回議・送達に伴う時間の短縮、書庫スペースの圧縮など一定のコスト削減効果を期待させるところであります。しかしながら、LAN整備の恩恵は、そうした経済的效果だけではなく、別の視点からも期待すべきものではないかというふうに考えております。

迅速で幅広い情報の入手と共有により、これまで以上の柔軟できめ細やかな行政施策の展開が期待されますが、これはいわば行政事務の質の向上であり、これにこそ、庁内LANによってもたらされる大変大きな果実があるのではないかと考えます。

さらに、庁内LANは、将来、インターネットを利用して電子申請、電子届出などを実現するための基盤でもあります。その存在価値は、こうしたサービスの実現によりさらに増すものと認識しておりますが、コスト意識を持つことは当然のことでもありますので、庁内LANのさらなる有効活用の道を探っていきたいと考えております。

次に、検討部会の結論と高度情報化推進本部の今後の方針の件でございますが、高度情報化推進本部につきましては、昨年2月に市長を本部長として設置をされました。ここでは6つの検討部会を設けて、現在、本市が直面する情報化についての具体的な課題に即して議論を重ねているところ

でございます。部会のテーマによって、その検討状況は様々ではありませんが、一定の結論的方向性が見出されたものについては、今後、本部での検討等を経まして、可能なものから実現を図っていくことといたしております。

また、一部については、これまでの検討内容をもとに、さらに発展・継続する形での部会活動を考えております。

情報化の分野につきましては、今後も大きな変革が次々と押し寄せるものと思われまます。当分の間は、本部組織を継続した中で、必要に応じて部会の改廃なども行いながら、時宜にかなった方針策定や事案調整などに当たっていくこととしております。

次に、新庁舎のインテリジェント化についてでございますが、国が平成15年度を目標に進めている総合行政ネットワークの実現で、国や自治体の間における文書の交換は、主にネットワークを通して電子化された形で行われるものと思われまます。これにより、本市行政のあらゆる部門、あらゆる場面において、電子化された情報のやり取りが行われることとなり、情報化の推進のためには、まず庁内のネットワークの整備が重要だとの田中議員のお考えは、まさに的を射たご意見かと私も思います。

議員のご指摘にもあるように、情報化の推進が緊急の課題となっている今日、事業着手から数年の歳月を必要とする新庁舎の完成までネットワーク整備をおくらせることが許される状況にもなく、今回、ご審議をお願いしております平成14年度当初予算案においても、あるいは平成15年度に予定されている総合行政ネットワークへの接続に十分耐えられるだけの庁内ネットワーク整備経費を計上しているところでございます。

庁内の建て替えにつきましては、老朽化著しい中央消防署の建て替え問題や市立図書館等の優先すべき問題もあります。今後、庁舎の建て替えに当たりましては、市民に親しまれる庁舎であることは当然であります。庁舎に求められる機能といたしまして、電子自治体あるいは情報化の進展に柔軟に対応できる庁舎を目指す必要があると考えているところでございます。

したがいまして、ご指摘のインテリジェントビ

ル化につきましては、当然に検討の中に入れていくべきものと考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思っております。

他の項目につきましては、所管の方からお答えをいたしたいと思っております。＝（降壇）＝
福祉保健部長（高谷洋一君） 公立保育所の民間移譲計画についてお答えいたします。

市立保育所の民間移譲計画につきましては、平成15年4月に茂木保育所を、平成17年4月に福田保育所を民間に移譲するとの目標設定を行い、事務を進めているところでございます。この民間移譲計画は、民間活力の積極的活用により、延長保育や保護者の都合に応じ、在宅の児童を預けられる一時保育等の特別保育事業サービスの提供など、多様化する保育ニーズに効率的かつ的確に対処していく必要があることから、その推進を図ってまいることとしております。

現在、茂木保育所、福田保育所、それぞれの保護者の方々及び地元の方々並びに職員団体等へ今回の計画の趣旨をご説明しているところでございます。その中で、保護者の方々のご意見として、市立保育所のままの延長保育などのサービスの実施や市立保育所の方が国の配置基準を超えた保育士の配置がされているので余裕ある保育ができるのではないかと、民間保育所への移譲後は保育料も高くなるのではないかなどのご質問が出されております。

このようなご質問に対しましては、現在、認可保育所として市立の保育所12カ所及び社会福祉法人等による民間保育所54カ所があり、市立、民間の区別なく国の保育指針に基づき格差のない保育を実施していること、また、保育料についても保護者の所得等に応じて長崎市が決定していること、市立保育所、民間保育所ともに同額になっていること、また、保育士の配置につきましては、民間保育所においても国の配置基準に従って配置していること等をご説明しているところでございます。

また、長崎市の厳しい財政状況の中にあっても、待機児童の解消や乳幼児医療の充実など、今後、さらに多くの予算を要するために、効率的な保育所事業の必要性をご説明いたしております。

また、運営費で見ましても、児童1人当たりの

月額経費は平成12年度決算ベースで市立保育所の経費が民間保育所に比較しまして約1.3倍となっている現状にあり、延長保育等を市立保育所で実施する場合には、さらなる職員の増員による経費が必要となるため、その実施は難しい旨のご説明をしているところでございます。

保護者の方は、民間保育所を否定しているものではございませんが、本当に子どものことを考えてくれているのか、また、移譲により保育士の全員が入れ替わってしまって、果たして子どもがなつくのか等の不安を持たれているようでございます。

このようなご不安に対しましては、移譲先の社会福祉法人の選定に当たりましては、よりよいサービスのできる社会福祉法人を選定するため、コンペ方式により募集を行い、地域の代表の方にも参加していただいた選定委員会を設置して、そこで選定するように予定していること、また、移行の期間についても、移譲先の社会福祉法人の職員との引き継ぎ期間を設けまして、子どもたちが安心して保育士となじめるよう計画していること、また、必要があれば社会福祉法人が設置する保育所の実態をごらんいただくことも検討していることなどをご説明しているところでございます。

しかしながら、現時点におきましては、保護者の方々におかれましては、保育所運営の仕組みについて、まだ十分ご理解を得るに至っていない状況でございます。

したがって、今後とも、引き続いて今回の計画の趣旨や保護者の方々が最もご心配なさっている社会福祉法人への移行期間における子どもたちの精神的安定を含めた保育の確保について十分にご説明し、保護者の方々のご理解を得てまいりたいと考えております。

次に、今回の2カ所を除く市立保育所についてのお尋ねでございますが、平成13年3月改定の行政改革大綱につきましては、平成17年度までの計画を策定しているものでございます。その中で2つの市立保育所を民間に移譲する計画を掲げたところでございますが、平成18年以降につきましても、民間でサービスの提供がなされている事業につきましては、民間の活力を活用するという方針でいきたいと思っております。

以上でございます。

3番（田中洋一君） 一通り回答をいただきました。ありがとうございます。

あと、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず、農業振興にかかわる再質問であります。営農類型については、補完作物を組み入れた営農類型の指導を行っているということでありますので、これは本当によくわかりました。

本市の農業マスタープランに示された営農類型の事例を見てみると、例えば露地ミカンとハウスビワの組み合わせ、それから露地ビワとハウスビワの組み合わせ、露地ビワとイチゴといったような形で、作付け品目を特化した営農類型が示されております。この事例では、天候不順等による不作が出れば農業経営を直撃することになるのではないかと。大変危険度が大きいというように思いますので、マスタープランに示された作付け品目に2、3の品目を追加した、そして年間輪作体系を確立し、天候不順に対する危険度を分散する。そして年間の就農日数あるいは労働密度の平準化も図ると、こういう形で取り組みを進めていただきたいというふうに思いますが、その点について、いま一度お考えをお聞かせください。

それから、農地の利用集積対策についてですが、農地の利用集積を促進するためにも、あるいは新規就農者への農地あっせんを積極的に行うためにも、遊休農地のパソコン管理を積極的に行っていただきたい。その際に、今、市として農地の利用集積について農家の意向に関する集計等も既にできておりますので、こういうものも組み込んでパソコン管理をしていけば、利用集積に役に立つのではないかとというふうに思います。その点について、いかがでしょうか。

それから、遊休農地対策についてですが、遊休農地は、後継者がいないということが、まず大きな原因で遊休農地が生じると思いますが、ほかに農業従事者が高齢化をしていくということで放棄をするといったこともあります。

もう一つは、有害鳥獣による被害によって、もう就農意欲をなくしていくということがあるわけですね。したがって、有害鳥獣対策に本腰を入れていく必要があるというふうに思いますが、その点についてもお聞かせいただきたいというふうに

思います。

以上3点について。

水産農林部長（井上 功君） 再質問にお答えいたします。

まず、年間輪作体系の確立についてお答えいたします。

田中議員ご指摘のとおり、個々の農家での経営作目の工夫は必要だと考えておりますので、家族労働力及び経営規模、施設の有無等を考慮しながら、長崎市農業マスタープランの営農類型に補完作物として1から2品目を追加することは、年間の輪作体系を確立させ、経営計画の再検討を行うことにより、年間を通じての稼働日数や密度の平準化並びに天候不順等に対する危険度の分散が図られ、農業経営者の安定化につながるものと考えております。

したがいまして、輪作体系の確立と生産力及び品質の向上、消費者に顔の見える生産物の供給体制づくりにつきまして、農協等で結成されている各部会並びに研究会等を通じ積極的に指導してまいりたいと考えております。

次に、パソコン管理の積極的利用についてお答えさせていただきます。

農地のパソコン管理につきましては、平成10年度より農地基本台帳の電算化を実施し、農地情報の電算管理を行っているところでございます。その中の情報として、本人からの申し出や意向調査により得られた遊休農地の情報も入力しております。また、農地利用集積の意向調査について得られた情報は、新規就農者へのあっせんの資料として、また、利用集積の情報として集積促進の活動にも活用しているところでございます。

今後も農地情報の適正な管理と提供を行い、利用集積の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策でございます。

遊休農地の発生原因の一つに、有害鳥獣被害があると考えられ、この有害鳥獣による農作物の被害につきましては、年々増加の傾向を示しており、その範囲も拡大していることは事実でございます。

なお、本市における有害鳥獣対策であります。従来から県単独補助事業による防鹿ネットやイノシシ電気牧柵の設置や銃器による鳥獣駆除を年間

5回に分け、長崎市猟友会に委託することで対応してまいりました。設置箇所では一定の効果はあるものの、有害鳥獣による被害はなかなか減少していないのが現状でございます。

そこで、平成13年度より市独自でくくりわなの器具を購入し、このわなによる捕獲を追加することにあわせて、補助事業等に該当しない場合の防護ネット設置の貸与制度を創設しております。

なお、くくりわなの貸与も考えておりますが、このわなの仕掛け及び器具の設置については、法の定めにより免許の取得が義務づけられておりますので、本年度から新たに農家を初め農協職員等の免許取得に対しての支援も行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（田中洋一君） ありがとうございます。

それでは、2つ目の聴覚障害者対策について再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど市長の答弁にもありましたように、耳マークの設置等も含めて、関係団体と協議をしながら対応していくということで、あるいは要約筆記者養成事業と派遣事業についても本年度から予算化をされているということで、それなりに前進をしていくのではないかとこのように思いますが、ただ私は、難聴者・中途失聴者対策というのは、障害者対策の中では一番立ちおけているのではないかとこのように思っております。

そういう意味で、要望にかえたいと思うんですけども、以下、幾つか要望を申し上げたいというふうに思っています。

まず、耳マークの設置とあわせて、市役所の各窓口、県内のある自治体なんですけれども、「必要な方は筆談しますので申し出てください」というプレートが実は置かれたんですね。すべての課の窓口と支所、水道局、そういったところに置かれております。そんなことも含めて、ぜひ聴覚障害者の方が窓口に来て困ることがないように対応についてご検討をいただきたいということが一つ。

それから、2つ目に、要約筆記にかかわる機材の配備の関係ですが、ハートセンターやブリックホール等に設置をされているということでありますから、それなりにその場所を使う場合はよろ

しいんですが、ほかのところ、そういう研修やら講座をやる場合に、重たいOHPとスクリーンを借りて運んでいくという大変な作業になるものですから、可能な限り、学校や支所にある分を借りていくということをしなが、そういう講座等あるいは会議を図られていくとは思いますが、ぜひ少しずつでもOHPなり機材の配置について、さらに進めていただきたいということが一つ。

それから、OHPもなんです、機材の種類の関係でいえば、今、OHPとあわせてOHCという、これはカメラがついたものですが、機種がありました。これはOHPに比べると少し値段が張るんですけども、何がいかというと、OHPは強い光を発して、そこで書くものですから、要約筆記者の皆さんはどうしているかというと、実は偏光グラスの入った眼鏡ですね、釣りに行ったり、あるいはスキーヤーがつける眼鏡、あの偏光グラスの入った眼鏡をかけて要約筆記者が書いているわけです。目を痛めるということも含めて、健康面からすると、OHCというのは蛍光灯の明るさぐらいのところ書いたら、それをカメラで拾って文字でスクリーンに映し出すものですから非常に健康にもいいということで、多少、値段は張るんですが、ぜひ今後の配備に当たっては、そうした点についてもご配慮をいただければありがたいというふうに思います。

それから、4点目は、養成事業の一層の充実について。

実は、先ほども県内で60人の要約筆記者がいるということをお知らせしましたが、まだまだそれでは足りないということをお知らせしました。実は、難聴者・中途失聴者がOHPを使って会議をする場合に、要約筆記者が4人要るんですね。まず主筆者といって先にぱっと書く人、それから補助者、要約筆記者も聞きながらずっと書いていくものですから、やはり言葉を落とすときがある。それを横で書いて補助をする補助員、そしてロール紙を引く人、さらに、タイムキーパーといって、その人は書きませんから、その間、休憩しながら、10分程度でその4人がぐるぐる回りながら、ものすごく疲れるものですから、そういう形で4人が交代しながらやっていると、そういう形になっておまして、一つの会議で要約筆記者の皆さんがた

くさん要るということになります。ぜひ養成事業を充実させていただいて、これからの長崎市における中途失聴者対策の充実を図っていただきたい。

それから、5つ目に、先ほども耳マークの関係で、市長の方からも関係団体とも協議しながらということをお話をいただきました。これからの要約筆記養成講座あるいは派遣事業に当たっては、当然、関係団体、特に要約筆記者の会というものもありますし、その皆さんのご協力をいただかなければできない事業でありますから、関係団体とも十分な連携を取っていただいて実施をしていただきますように、この点についてはお願いをして、2点目は終わりたいと思います。

情報化の推進について、これも時間がありませんから、一つひとつの細かな点で質問をしていくと時間もありませんから、要望だけにこれもとどめておきたいというふうに思います。

実は、IT政策について、電子自治体のトップランナーといわれる横須賀市がこれは全国的に一番進んでいるのではないかとおっしゃってありますが、その情報政策課長である廣川聡美さんという方が、IT化の問題について、次のように指摘をしていますので、ちょっと読み上げてみます。「IT化を進める上で重要なことは、まず明確なビジョンのもとに組織のマスタープランをつくることだ。それはITの導入計画ではなく、ITを活用して組織や制度、業務のやり方をどのように改革できるか提案するものでなければならない」と、こういうふうに言っているわけですね。

したがって、長崎市の場合でも、IT政策という名の政策は本来あり得ないことで、本市の場合も、IT化を進めていく基本というのは、第三次総合計画にも示されています「交流拠点都市・長崎」というものを目標に定めていますので、そういうものを実現していくために、どういうふうにITを活用していくのか、そういう視点で情報化を推進していただければいいのではないかとおっしゃるので、ぜひそのことをお願いをし、これも要望にとどめたいというふうに思います。

それから、公立保育所の問題でありますけれども、先ほど福祉保健部長もおっしゃいましたが、一つの方向として、市立保育所の今後のあり方について、行革大綱で平成17年までは決まっていると、

その後のあり方についても、これから議論をしていくということになるんだと思うんですね、新しい行革大綱を定めるということですから。しかし、それにしても、民間移譲ありきということが先になってしまうと、議論が非常にしにくくなるのではないかと。やはり保育所として、私自身もまだ民間保育所にすべていくべきなのか、一定残すべきなのかという結論を持ち合わせていないんですが、そういうものを含めた十分な検討する期間がまだあっていいのではないかと。余りにも先に民間移譲ありきという方針が定められてしまうと、その中でしか議論ができない、あるいは選択肢が狭まるということもあるので、その辺のところをもう少し幅を持って議論をする時間があっていいのではないかと思いますけれども、その辺いかがですか。

福祉保健部長(高谷洋一君) 確かに、18年以降の民間保育所をどうしていくかということにつきましては、行政改革の基本的な流れといえますが、考え方といえますか、それが民間の方でできるものについては民間でやるべきではないかという大きな流れがあると思います。ただ、他都市の例を見ましても、公立保育所の役目といえますか、そういったものを検討して、すべてではなくて、何力所を残したという例もあるやに聞いております。そういった件につきましては、私たちも基本的な大きな流れはありますけれども、もっと研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番(田中洋一君) わかりました。

それでは、あと保育所の民間移譲計画について要望を申し上げておきたいというふうに思います。

今、該当する茂木と福田が既に地元説明会等もやられておいて、その中でいろんな父母からの疑問が出されております。先ほども申し上げましたとおりです。したがって、そういう多くの疑問に対して真摯に答えていく、そして理解を求めていくということをさらに努力をしていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

副議長(江口 健君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午前11時58分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時0分 =

議長(鳥居直記君) 休憩前に引き続き会議を開きます。22番川下勝己議員。

〔川下勝己君登壇〕

22番(川下勝己君) 3月定例議会最後の質問となりました。

新風21、「明るい市政あなたと共に」の川下勝己でございます。

情熱を持って、質問通告に従いまして、順次、質問してまいります。市長並びに理事者の明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

#### 1. 情報化社会の構築について。

私たちの日常生活では自動車が必要であるように、電子化社会の現状、パソコンも仕事や家庭を問わず1人1台の世の中になりつつあります。既に皆さんご承知のとおり、平成12年11月29日、当時の森内閣が最重点課題に掲げたIT基本法が成立して1年半近く経過いたしました。現在の小泉内閣では、ITに関する声はほとんど聞かれない状況でございますが、実際、施策の基本方針である世界最高水準の高度情報通信ネットワークシステム実現のために、地方公共団体の電子化の実現や社会経済活動の活性化に向けた情報基盤整備など地道な取り組みがなされていると思います。

そのような状況のもと、長崎市として、現在の取り組み進捗状況並びに今後の具体的取り組みについてご質問いたします。

1点目、総合行政ネットワークシステムについて。国は、国、県、市、町、村を一連につなぐインターネットを活用した行政の簡素化・効率化及び住民の利便性の向上を図る行政システムを平成15年度までに整備するよう要請しておりますが、その進捗状況をお示しく下さい。

2点目、住民基本台帳ネットワークシステムについて。この住民基本台帳は、住所、氏名、生年月日、性別をベースとした情報を全国各地でも共有でき、将来的には、個人ICカードを活用した行政手続きなど利便性を図るネットワークシステムと聞いております。自治省行政局の指示によりますと、運用開始は平成14年8月となっております。現在の取り組み状況をお示しく下さい。

3点目、総合窓口の実現とワンストップサービ